

第13回共同ワーキング・チーム（事業報告書に係る論点のたたき台）

1. 前回までの議論及び今回のワーキング・チームにおける検討内容

- ✓ これまで、第6回会計基準等部会、第11回及び第12回共同ワーキング・チームにおいて、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成29年9月1日。以下「基本的な指針」という。）を前提に、事業報告書の基礎にある前提や概念及び提供される情報など、法人の実態調査の結果等も踏まえて検討を進めてきた。
- ✓ 前回の共同ワーキング・チーム終了後、引き続き法人訪問を実施するなど、法人の実態調査を実施し、予定通り全ての独立行政法人（87法人）を対象としたアンケート及び法人への訪問（8法人）を完了している。
- ✓ なお、第12回共同ワーキング・チームでは以下を今後の検討課題として示した。
 - ・ 事業報告書で提供される情報の検討
 - ① 標準的な様式
 - ② 法人訪問及びアンケートの結果
 - ③ 提供される情報の例示
 - ④ 例示の分類
 - ・ 事業報告書における「ストーリー性」の検討
 - ⑤ セグメント情報
 - ⑥ 区分経理
 - ⑦ 連結財務諸表
 - ・ 今回の成果物の検討
 - ⑧ 骨子案（又は文案）
 - ⑨ 各府省意見照会
 - ⑩ パブリック・コメント（成果物の姿を踏まえて必要な場合） など
- ✓ 本日の検討では、前回までの議論の内容及び法人への実態調査の結果等を踏まえ、これらの検討課題（赤字部分）について更に議論を深めるものである。
- ✓ なお、⑦、⑨及び⑩の検討課題については、本日の検討を踏まえ、次回の共同ワーキング・チーム又は今後の継続的な検討課題として取扱うことが想定される。

2. 事業報告書の表示

- ✓ 本日の検討課題のうち、「標準的な様式」や「例示の分類」の検討を進める前に、事業報告書の表示の在り方について、さらに検討を深めることとしてはどうか。

- ✓ 第12回共同ワーキング・チームでは、事業報告書の表示の在り方として、作成の目安となる考え方等を踏まえて、以下のような考え方を示した。

- ・ 利用者のニーズに沿う情報を表示すること
- ・ 重要な情報に焦点をあてた情報を表示すること（重要性）
- ・ 情報間の繋がりを意識して表示すること（ストーリー性）
- ・ 事業報告書とその他報告書等との繋がりを表示すること（プラットフォーム）
- ・ 簡潔・明瞭に表示すること
- ・ 信頼できる情報を表示すること（忠実な表示など）
- ・ 比較可能な情報を表示すること
- ・ 利用者の便益と情報の作成コストとを踏まえて表示すること
- ・ 利用・加工しやすい情報を表示すること
- ・ 概要情報を表示すること
- ・ 全体像をコンパクトに表示すること
- ・ ハイライト情報を表示すること
- ・ グラフ、図表、見出しを利用して表示すること など

- ✓ 本日のワーキング・チームでは、最近の企業報告の実務や国際的な財務報告の動向を踏まえ、事業報告書の表示の在り方に関して以下の検討を進めることとしてはどうか。

- ・ 情報の選択
- ・ 情報の配置等

- ✓ なお、最近の企業報告の実務に関連して、国際統合報告評議会（IIRC）が公表した「国際統合報告フレームワーク」（2013年12月）には以下のような記載が見受けられる。

- (参考)国際統合報告フレームワーク(下線部は事務局が加筆)
- 4.1 統合報告書は次に示す8つの内容要素を含むとともに、各内容要素について、それぞれ後述する各問いに対する答えを提供する。
(以下、省略)
- 4.2 これらの内容要素は本来的に相互排他的なものではなく、相互に関連している。上記の内容要素の順序は画一的ものではない。内容要素は、統合報告書の単一の標準的構造を表すものではなく、内容要素に示される情報を順序どおりに、また、単独の独立したセクションとして表示することを意図するものでもない。むしろ、統合報告書内の情報は、内容要素間の結合を明らかにする方法で表示される。
- 4.22 複数のビジネスを営む組織の統合報告書は、その開示につき、複雑性を減らす要請とのバランスを取ることが必要となることがよくあるが、重要性のある情報は省略されるべきではない。通常、外部報告につき、ガバナンス責任者に報告されるトップレベルの情報を考慮した内部報告との整合性

を取ることが適切である。

- ✓ また、国際的な財務報告の動向に関連して、国際公会計基準審議会（IPSASB）が公表した「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」（最終公表 2014 年 10 月）には以下のような記載が見受けられる。

（参考）公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」（下線部は事務局が加筆）

8.4 表示とは、GPFR に報告される情報の選択、配置及び組織化をいう。

8.36 情報の配置に関する決定は、

- その中に配置される報告書情報について行われる。
- その中に配置される報告書情報の要素について行われる。

8.45 情報の組織化では、情報の配列、グルーピング及び順序が検討される。その場合、以下について決定することになる。

- GPFR では情報はどのように配列されるべきか
- GPFR の全体的な構成

8.46 情報の組織化では、項目の順序に関する決定をはじめ、相互参照、図表、見出し、項番の使用、及び報告書の特定の部分に含まれる項目の配列に関する決定をはじめ、幅広い決定が必要になる。情報がどのように組織化されるかで、利用者の解釈に影響が生じる。

<情報の選択>

- ✓ 第 12 回共同ワーキング・チームでは、独立行政法人が最低限記載すべき事項を定める「標準的な様式」を示す必要性に言及したことから、情報の選択に関連して、独立行政法人に共通して提供すべき情報の選択に繋がるのではないか。
- ✓ また、第 12 回共同ワーキング・チームでは独立行政法人の「実態を踏まえて提供される情報の例示」を示す必要性に言及したことから、情報の選択に関連して、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報の選択に繋がるのではないか。

（参考）基本的な指針（下線部は事務局が加筆）

BC2.22

本章では、独立行政法人の財務報告で提供される情報について、「公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報」、「業績の適正な評価に資する情報」、「財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報」ごとに、独立行政法人が提供すべき主な項目を示すこととした。

ただし、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくという独立行政法人の特性を踏まえれば、項目ごとの具体的な内容までは特定せず、独立行政法人の判断に委ねるべきと考えた。以上を踏まえ、本章では、財務報告で提供すべき項目ごとの具体的な内容までは特定しないものの、独立行政法人がどのような情報を提供すべきか判断の助けとなる情報を示すことが、財務報告利用者にとって有用と考えた。

このため、財務報告で提供される情報について、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべきもの、または共通して提供すべきものという観点を含め、具体的な内容を示すこととした。

なお、財務報告で提供される情報は、独立行政法人が実施する事務・事業の内容や、法人を取り巻く環境の変化等も踏まえて定めるべきものであり、ここに示した項目及びその内容のみが有用なものとは限定していない。

<情報の配置等>

- ✓ 最近の企業報告の実務や国際的な財務報告の動向を踏まえると、「情報の配置等」として、情報の配置場所や記載の順序、グルーピング等を検討すべきではないか。
- ✓ 第12回共同ワーキング・チームでは、「標準的な様式」を示す必要性に言及したことから、情報の配置等に関連して、独立行政法人に共通した配置等の考え方を示すことに繋がるのではないか。
- ✓ また、制度開示ではあるものの、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくという独立行政法人の特性を踏まえれば、情報の配置等に関する一律的な定めを置くのではなく、独立行政法人の判断に委ねるべき部分も存在するのではないか。
- ✓ よって、「標準的な様式」を踏まえた配置等の修正の考え方として、独立行政法人の「実態を踏まえて提供される情報の記載例」を示すことで、ストーリー性等を踏まえた事業報告書の作成に役立ててはどうか。
- ✓ なお、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえると、総務省が引き続き「標準的な様式」及びそれらの「記載例」を定めるものの、「実態を踏まえて提供される情報の例示（又は記載例）」については、今回の検討を踏まえて別途、情報提供することが有用ではないか。

3. その他の検討課題

<「基本的な指針」の取りまとめ方法を参考にした「標準的な様式」の作成>

- ✓ 「基本的な指針」では、主に「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を念頭に、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を整理している。

他方で、独立行政法人の財源構造の違いに着目して、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」の存在も踏まえて概念等の一部修正を実施している。

(参考) 基本的な指針(下線部は事務局が加筆)

1.15

本指針では、主に「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を念頭に、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を整理している。

他方で、独立行政法人の財源構造の違いに着目して、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」の存在も踏まえた検討が必要である。具体的には、第2章で財務報告利用者及びその情報ニーズに一部違いがあることを整理し、第3章で財源構造の違いに起因する成果情報の考え方及び利益の性格を整理し、独立行政法人の特徴についても一部修正を加えている。

しかしながら、独立行政法人の特性のほとんどは変わらないことから、一部の修正は必要あるものの、本指針の整理は財源構造の違いによらず当てはまるものである。

- ✓ 「基本的な指針」を参考にすると、標準的な様式について、「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を念頭に作成してはどうか。
- ✓ また、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）における独立行政法人の3分類（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人）も踏まえた標準的な様式を示すことが有用ではないか。
- ✓ これらを踏まえた「標準的な様式」について、以下を参考。
 - ・ **資料2** 標準的な様式（中期目標管理法人）（案）
 - ・ **資料3** 標準的な様式（法人3分類）（案）
- ✓ また、「実態を踏まえて提供される情報の例示」として、独立行政法人の財源構造の違いに着目した、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」の存在も踏まえた例示を示すこととしてはどうか。
- ✓ 例えば、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」と「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」とを比較した場合には、例えば財務情報の充実程度について、相違が生じてくるのではないか。
- ✓ なお、独立行政法人の実態を踏まえる場合には、個別法や事務・事業の特性等を踏まえた検討も有用ではないか。
- ✓ 全ての独立行政法人（87法人）を対象としたアンケート及び法人への訪問（8法人）の結果、以下のような情報を把握した。
 - ・ 一定の事業等のまとまりごとの目標と事業報告書で提供される情報との関係
 - ・ 個別法令に基づく法人固有のガバナンス
 - ・ 個別法の区分経理による利益処分
 - ・ 一定の事業等のまとまり（セグメント）と個別法の区分経理との関係

- ・ 主務省令に基づく法人固有の会計処理
 - ・ その他独立行政法人の事務・事業の特性等を踏まえて提供される情報 など
- ✓ これまでの検討を踏まえた「実態を踏まえて提供される情報の例示」及び「事業報告書ガイドライン（案）」について、以下を参考。
- ・ **資料4** 実態を踏まえて提供される情報の例示（案）
 - ・ **資料5** 事業報告書ガイドライン（案）の骨子案

4. 今後の検討課題

- ✓ 成果物の検討
 - ・ 事業報告書ガイドライン（案）
 - ・ 標準的な様式（及び記載例）
 - ・ 実態を踏まえて提供される情報の例示（又は記載例）
- ✓ 事業報告書ガイドライン（案）の取扱い
 - ・ 各府省意見照会
 - ・ パブリック・コメント（成果物の姿を踏まえて必要な場合） など

以上